

事務局説明資料

2025年11月28日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. 第9回における委員からの主なご意見
2. 保証業務実施者へのエンフォースメント
 - ① 行政責任
 - ② 刑事責任
 - ③ 民事責任等
3. ご議論いただきたい事項

第9回における委員からの主なご意見①

(時価総額1兆円未満5,000億円以上企業のSSBJ基準適用開始時期)

- 中間論点整理以降、国内外の動向及びサステナビリティ情報の開示への投資家の要望に大きな変化はない。プライム市場の企業はグローバルな投資家と建設的な対話を実施する企業であるというコンセプトを踏まえると、**中間論点整理におけるロードマップに基づいて進めていくことが妥当。**
- 時価総額1兆円未満5,000億円以上企業の**SSBJ基準適用開始を明示**することは、**開示を行う企業及び保証業務実施者双方の準備期間確保に資する。**

(有価証券報告書提出期限の延長)

- 二段階開示のほか、当初は保証範囲が限定されていることや開示のガイダンス等によって**見積りの有効活用が進めば、(期末日から)3か月以内での開示が可能になると考えられるため、提出期限の延長を行わないことは妥当。**
- 延長しないことは妥当だが、**企業負担、保証業務実施者における十分な時間の確保といった実務の状況を見極める必要。**
- 実務の状況を踏まえて、数年後に延長の可否について改めて検討する余地を残しておくのがよい。
- 保証範囲は限定されているとしても開示自体はScope3を含む広範な情報が求められているところ、今後の開示項目及び保証範囲の拡大も見据えた検討が必要。また、保証業務実施者が(期末日から)3か月以内に保証報告書を出せるかは不明であることのほか、企業としては訂正報告書による二段階開示には抵抗がある。そのため、有価証券報告書において、**第三者保証付きでSSBJ基準に準拠した開示が行われる場合には、提出期限の1か月延長を認めるべき。**
- 会社法開示との重複解消、有価証券報告書における開示項目の見直しなど、情報開示の負担の軽減と併せて検討することが望ましい。

(SSBJ基準適用対象企業の判断基準)

- 過去5年平均時価総額を用いることは、**短期的な株価変動の影響を抑制し、適用開始時期の予見可能性を高めるため、開示に向けての準備期間確保に資する。**
- 合併や株式移転等の**組織再編があった場合も含めて時価総額の算定方法を明確化しておく必要がある。**また、例えば当初から時価総額が1兆円を超えることが見込まれる新規上場、反対に時価総額が不透明な新規上場については、**適用開始時期の予見可能性及び企業の適用準備期間を考慮して判断基準を策定することが望ましい。**開示が必要とされる企業が対象から抜けてしまわないよう細かなルールを検討し、企業に対し周知徹底すべき。
- 時価総額は常時変動するため、**一度適用を開始した企業は継続的に適用することが望ましい。**

第9回における委員からの主なご意見②

(サステナビリティ保証全体・保証基準)

- ❑ 複数の保証基準を採用することによって投資家の混乱を招くリスクを考慮するとIAASB、IESBAが策定した国際基準のみを採用し、グローバルの水準と整合する形で高い品質を確保することが妥当。
- ❑ ISOにおいてサステナビリティ情報の妥当性確認・検証に特化した規格の最終化が進んでいることを踏まえ、保証基準はISSA5000と同等と認められる国際基準についても比較検討することが適切。
- ❑ ①金融庁が国際的な基準を日本における基準として直接指定する案は、グローバル投資家の立場からは透明性が高い、②企業会計審議会において基準を策定、金融庁において実務指針を策定する案は現実的かつ合理的、③(金融庁において実務指針を策定する場合は)金融庁が関係機関と連携することにより複数の基準が策定されてしまうおそれがあることから、企業会計審議会において基準及び指針を策定することが最適。

(保証業務実施者の規制)

- ❑ 登録要件の審査が形式的なものにならないよう、財務や会計の知識だけではなく、企業経営、ガバナンス、内部統制といった知見を有し、国際基準に従った業務ができるかどうかを見極め、審査することが重要。
- ❑ 参入促進による健全な競争、既得権化の回避、人材確保、有資格者の社会的な資源配分の適正化などの観点から、業務執行責任者に公認会計士資格を求めないことは妥当。
- ❑ 業務執行責任者のローテーションについては、保証業務が新しい制度であり、一定の実務経験を蓄積する必要性及び担い手の確保等の理由から、義務付けについては慎重な判断が必要。
- ❑ 金融庁が検査・監督の主体となることにより、継続的な検査・監督を通じて保証品質を確保することが妥当。
- ❑ 将来、自主規制機関を設けることを想定し、法制度面での対応が必要であれば予め検討しておくべき。また、将来的には、財務・サステナビリティの専門性をカバーする資格試験の導入も考えられるのではないかと。

(任意の保証・その他)

- ❑ 任意の保証に該当しない場合、「制度保証」にて要求されている事項を満たしていない旨、また、どのような保証業務が実施されたか、保証の結論についても開示を求めるべき。
- ❑ サステナビリティ保証においても、企業が独立性を確保した上で保証業務実施者を選定している旨及びサステナビリティ保証の報酬額等を監査の状況と同様に対外説明することは、企業としての責任ある態度としても期待される。

1. 第9回における委員からの主なご意見
2. 保証業務実施者へのエンフォースメント
 - ① 行政責任
 - ② 刑事責任
 - ③ 民事責任等
3. ご議論いただきたい事項

専門グループにおける議論

- 「専門グループ」において、保証業務実施者の責任については、監査法人等の義務・責任を参考としつつ、一方で過度な責任を負わせない措置の検討も必要（企業におけるセーフハーバーを踏まえて検討）とされた。
- こうした議論も踏まえ、保証業務実施者に対する責任のあり方について、サステナビリティ情報の性質等に留意しつつ、投資者保護のためのエンフォースメントを確保する観点から検討する。

【専門グループにおいて出た意見】

- ・ 有価証券報告書の利用者の保護という観点から、保証業務実施者は金融商品取引法上の損害賠償責任を負わせるべき。保証業務実施者への監督上の処分（課徴金を含む）も課すことが適切。
- ・ 保証業務実施者にも監査法人と同等の業務制限、義務・責任を課すべき。投資判断に必要となる情報の信頼性を確保するという趣旨に鑑みると、**監査法人とそれ以外で業務制限、義務・責任で違いが出るのはおかしい。**
- ・ 新たに金商法上に責任規定の追加を検討する必要。一方、サステナビリティ情報は見積り情報を含むなど、**財務情報と性質が異なる**ので、虚偽記載等の判断もおのずと異なってくると考えられる。
- ・ 作成者側のセーフハーバーの意図するところは、積極的な情報開示を促すことと理解。**保証業務実施者が過度な責任を負うことで保証手続が厳格化されると、結果的に情報開示の積極性が損なわれることを懸念。**
- ・ **保証業務の提供者のセーフハーバー・ルールを整備するのも一案。**欧州においては、保証業務実施者が、企業に対して多くの精緻な情報を求めていると聞いている。

①行政責任(行政処分等)

- 保証業務実務者の業務の適切性等を確保する観点からは、行政上のエンフォースメントが必要である。
- 具体的には、保証業務実施者による虚偽「保証」その他の法令違反、不当な業務運営等に対する責任を追及する手段として、課徴金納付命令のほか、業務改善命令、業務停止命令、登録取消等を規定することが考えられる。また、これら行政処分に係る調査の手段として、保証業務実施者等に対する報告徴求命令等を規定することが考えられる。

監査法人・金融商品取引業者に対する行政処分等の例

	監査法人(注1)	金融商品取引業者(注2)
報告徴求命令	・行政処分を実施するための調査として監査法人や参考人に対して、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときに報告徴求命令ができる。	・公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときに金融商品取引業者、これと取引する者等に対して報告徴求命令ができる。
改善指示	・監査法人が行う業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、監査法人に対し必要な指示ができる。	—
戒告	・監査法人に対して厳重注意ができる。	—
業務改善命令	・監査法人が業務を公正かつ的確に遂行するため、業務管理体制の整備を命令できる。	・業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等の改善に必要な措置を取るべき旨を命令できる。
業務停止命令	・2年以内の期間を定めて業務の全部・一部の停止を命令できる。	・6か月以内の期間を定めて業務の全部・一部の停止を命令できる。
解散命令・登録取消	・監査法人へ解散を命令できる(有限責任監査法人は登録制であり、登録抹消を命令できる)。	・登録の取消ができる。
関与禁止	・2年以内の期間を定めて、重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部・一部に関与することを(監査法人に対して)禁止する命令ができる。	— (役員の解任を命令できる。)

(注1)改善指示の要件は①法令違反、②著しく不当な業務運営である。その他の行政処分の要件は、①法令違反、②著しく不当な業務運営、③虚偽又は不当な証明(故意ではなく相当の注意を怠った場合は重大な虚偽に限る)、④改善指示に従わないときである。

(注2)業務停止命令、登録取消、役員の解任命令の要件は法令違反、行政庁の命令に違反、不正又は著しく不当な行為をした(その情状が特に重いとき)等である。

①行政責任(課徴金納付命令)

- ❑ 有価証券報告書等の虚偽記載等に関連して、違反行為を抑止するため、公認会計士法では虚偽証明を行った公認会計士、監査法人に対して課徴金納付命令が規定されている(平成19年法改正において導入)。
- ❑ 本来、財務諸表監査は継続的な業務であるにもかかわらず、虚偽証明があった場合、業務停止命令によって(虚偽証明と)無関係な企業にその影響が及ぶところ、金銭的負担を課すことで違反行為を抑止することが効果的であるとの考えによるものである。

- ❑ こうした考えは保証業務実施者にも当てはまるものであり、虚偽「保証」を行った者に対する課徴金制度を設けてはどうか。
- ❑ また、保証業務実施者に対する課徴金額の考え方は、公認会計士法を参考に、①相当の注意を怠ったことによる虚偽「保証」は保証報酬相当額を課し、違反行為を効果的に抑止する観点から、②故意による虚偽「保証」は保証報酬の1.5倍を課すことを基本としてはどうか。

公認会計士法(昭和23年7月6日法律第103号)

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第34条の21

2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、(略)業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。
- 二 社員が相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。
- 三～四(略)、1、3～7(略)

(課徴金納付命令)

第34条の21の2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第2項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は(略)当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該証明について監査法人が前条第2項第一号に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額
- 二 当該証明について監査法人が前条第2項第二号に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

- 一～四(略)、3～7(略)

[参考]他法令における課徴金制度

	金融商品取引法 (平成16年改正により導入)	独占禁止法 (昭和52年改正により導入)	公認会計士法 (平成19年改正により導入)	不当景品類及び不 当表示防止法 (平成26年改正により導入)	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律 (令和元年改正により導入)	スマートフォンにおい て利用される特定ソ フトウェアに係る競 争の促進に関する法 律 (令和6年制定時より規定)
違反行為	・不公正取引 ・開示書類の不提出・虚偽記載等	・不当な取引制限(カルテル・談合) ・事業者団体の競争制限 ・私的独占 ・不公正な取引方法	財務書類の虚偽等の証明	・優良誤認表示 ・有利誤認表示	医薬品、医療機器等の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する虚偽・誇大な広告	・他のアプリストアの提供妨害 ・モバイルOSの機能の利用妨害 ・他の課金システムの利用妨害 ・アプリ外課金等の提供妨害
算定基礎	違反行為の類型毎に定められた算定方法により算定(経済的利得相当額)	違反行為に係る商品・役務の売上額・購入額に基本算定率を乗じて算定(経済的利得相当額)(注)	監査報酬相当額(経済的利得相当額)	違反行為に係る商品・役務の売上額の3%(経済的利得相当額)	違反行為に係る医薬品等の対価の額の4.5%(経済的利得相当額)	違反行為に係る商品・役務の売上額の20%(経済的利得相当額)
加算	違反行為の繰り返し(1.5倍)	違反行為の繰り返し又は主導的な役割を果たした場合(1.5倍)	故意の虚偽証明の場合(1.5倍)	違反行為の繰り返し(1.5倍)	—	違反行為の繰り返し(1.5倍)
減算	事前	調査開始前の違反行為の申告(0.5倍)	—	調査開始前の違反行為の申告(0.5倍)等	調査開始前の違反行為の申告(0.5倍)等	—
	事後	—	—	—	—	—

(注) 不当な取引制限については経済的利得相当額(8%)に25%を上乗せした10%を基本算定率として設定

1. 第9回における委員からの主なご意見
2. 保証業務実施者へのエンフォースメント
 - ① 行政責任
 - ② 刑事責任
 - ③ 民事責任等
3. ご議論いただきたい事項

②刑事責任

- 有価証券報告書等の虚偽証明について金商法上に刑事罰を科す規定はない(もっとも、公認会計士については虚偽記載有価証券報告書提出罪(金商法第197条1項1号)等の共犯が成立する場合がある)。**サステナビリティ情報の虚偽「保証」についても刑事罰を規定しない**ことが適当と考えられる。
- 一方、**監査法人**の業務が適切に実施されるよう、**重要な行為規制の違反については罰則が科されるもの**もある。例えば、公認会計士・監査法人の従業員等が業務上知り得た秘密を漏らすなど守秘義務に違反した場合、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科される(公認会計士法第52条)。
- **保証業務実施者の守秘義務**については、
 - ・ 企業が安心して情報提供できるようにするとともに、保証業務実施者が積極的に社内の情報を入手するための**重要な行為規制**であり、
 - ・ また、監査法人とそれ以外の保証業務実施者について**規制のイコールフットイング**を確保する必要があることから、罰則を設けることが適当であると考えられる。

- 
- 保証業務実施者において、その業務が適切に実施されるよう、**監査法人との規制のイコールフットイング**の確保という観点にも留意しつつ、守秘義務等の**重要な行為規制**について罰則を設けることが適当ではないか。

1. 第9回における委員からの主なご意見
2. 保証業務実施者へのエンフォースメント
 - ① 行政責任
 - ② 刑事責任
 - ③ 民事責任等
3. ご議論いただきたい事項

③民事責任等(保証業務実施者の虚偽「保証」責任)

- 有価証券届出書、有価証券報告書について、金融商品取引法においては、重要な事項につき虚偽の記載があった場合や記載すべき重要な事項の記載が欠けていた場合、その監査証明を行った公認会計士、監査法人の虚偽証明責任が規定されている(同法第21条、第22条、第24条の4)。
- これらの民事責任規定は、**情報の非対称性**があることなどから、原告の訴訟負担が過大にならないよう、故意過失(がないこと)の**立証責任を被告へ転換**することで原告による責任追及をしやすくし、もって**エンフォースメント手段としての実効性を確保**しようとする規定である。

- **情報の非対称性を踏まえた訴訟負担の軽減という民事責任規定の趣旨は、サステナビリティ保証にも当てはまるところ、保証業務実施者について、虚偽「保証」を行った場合における立証責任が転換された民事責任を規定**することとしてはどうか。

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

(虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第21条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

一～二、四(略)

三 当該有価証券届出書に係る第193条の2第1項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一、三(略)

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

(虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第22条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第21条第1項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 第21条第2項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

(虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任)

第24条の4 第22条の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。(略)

[参考]金融商品取引法における虚偽証明責任

□ 公認会計士・監査法人の虚偽証明責任に関する金融商品取引法の規定は以下の通り。

	書類	公認会計士・監査法人の責任	(参考)発行会社の責任
発行市場	有価証券届出書	立証責任が転換された過失責任 (21条1項3号)	無過失責任 (18条1項)
	目論見書	-	無過失責任 (18条2項)
	発行登録書類	立証責任が転換された過失責任 (23条の12第5項)	無過失責任 (23条の12第5項、18条1項)
	発行登録目論見書	-	無過失責任 (23条の12第5項、18条2項)
流通市場	有価証券届出書	立証責任が転換された過失責任 (22条、21条1項3号)	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	発行登録書類	立証責任が転換された過失責任 (23条の12第5項)	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	有価証券報告書	立証責任が転換された過失責任 (24条の4、22条、21条1項3号)	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	// 確認書	-	-
	内部統制報告書	立証責任が転換された過失責任 (24条の4の6、22条)	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	半期報告書	立証責任が転換された過失責任 (24条の5第5項、22条)	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	// 確認書	-	-
	臨時報告書	-	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	自己株券買付状況報告書	-	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)
	親会社等状況報告書	-	立証責任が転換された過失責任 (21条の2)

[参考]企業におけるセーフハーバー・ルールの効果

ディスクロージャーワーキング・グループにおける議論

民事責任 セーフハーバーの効果を**民事責任の免責**を基本とする。

**行政責任
(課徴金)** 行政のエンフォースメント手段の確保の観点から**免責の対象外**とすべきとの意見もあったものの、以下のような理由により**免責の対象**とすべきとの意見もあり、いずれも合理性があるものと考えられる。

- 民事訴訟は、**課徴金納付命令が契機となって提起される例が多い**ことを踏まえると、金商法上の責任を問われるべき**虚偽記載等の範囲を統一しておくことが適当**であること
- セーフハーバーの内容・適用要件について、**一定の要件の下に免責とする案をとるのであれば、課徴金も免責の対象とすることが合理的**であること

刑事責任 故意犯処罰を原則とする刑事責任については、将来情報等であっても故意がある場合には責任を負うべきとも考えられるため、**免責の対象外**とすることが適当。

- 虚偽記載等の責任に対する企業側の懸念を解消し、有価証券報告書における情報開示の充実を図るとのセーフハーバーの趣旨に照らせば、**民事責任に加えて課徴金も免責することが適当**と考えられる。
- ただし、課徴金制度は、重要な虚偽記載等があった場合には当局が課徴金納付を命じなければならないとするものであり、ガイドライン改正によっても当局による適正な法執行を確保できることから、**民事責任については法律改正、課徴金についてはガイドライン改正**により、セーフハーバーを整備することが考えられる。

(注) 訂正報告書の提出命令についても、課徴金と同様の取扱いとすることが考えられる。

[参考]企業におけるセーフハーバー・ルールの適用範囲

ディスクロージャーワーキング・グループにおける議論

- 不確実性が高く、正確性を求めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報として、セーフハーバー・ルールの適用範囲は非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から提供された情報(これら総称して「将来情報等」という。)に限定。
- 適用範囲の明確化は必要であるものの、今後もサステナビリティ情報を含む非財務情報の拡大が予想されることを踏まえると、一定の柔軟性も必要。このため、例えば、以下のような考え方の大枠を内閣府令やガイドラインで示すことが考えられる。

将来情報

- 有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないものとする。
- 有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)等に含まれる将来の業績予想等についてはセーフハーバーの対象となるが、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については過去情報であり、対象外となる。

(注1) 米国の将来情報に係るセーフハーバー・ルールは、企業の商品・サービスを含む将来の事業のための経営の計画・目的の説明や、将来の経済的パフォーマンスに関する記述も対象としている。

統制の及ばない第三者から入手した情報

- 子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報とする。
- データプロバイダーから取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、セーフハーバーの対象とする。

(注2) データプロバイダーとは、例えば、Scope3GHG排出量の測定における2次データ(バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ)として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者を想定。

見積り情報

- 不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的な数値を算出することとする。
- 一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバーの対象とするとの考え方から、過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする。
- 引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバーの対象外とする(「主要な経営指標の推移」等も同様)。

[参考]企業におけるセーフハーバー・ルールの適用要件

ディスクロージャーワーキング・グループにおける議論

- 非財務情報のうちの将来情報等については、その合理性が確保されていると認められる場合には、金商法上の民事責任の規定を適用しない。
- 有価証券報告書と確認書には、以下の事項の記載が求められることとなる。こうした開示を通じて、企業内のガバナンス機関さらには経営者が関与する形で開示手続の整備と向上が進み、その結果として非財務情報等の将来情報等の合理性も確保されることが期待される。
- このため、以下の有価証券報告書と確認書の記載事項が真実であることを前提に、その開示をもってセーフハーバーが適用されるものとすることが考えられる。

有価証券 報告書

- SSBJ基準において、ガバナンス情報として、サステナビリティ関連のリスクと機会について、以下の事項の開示が求められている。
 - ・ その監督に責任を負うガバナンス機関の名称・その責任
 - ・ どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか 等
- サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGにおいて、有価証券報告書の記載事項として、
 - ・ 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程
 - ・ 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続を追加することが提案されている。

確認書

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、確認書の記載事項に、経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を追加することを提案している。
- 開示手続の範囲は、上記有価証券報告書の記載事項の開示も含まれる。

③民事責任等(保証業務実施者の責任の取扱い)

- 保証業務実施者による虚偽「保証」責任は、**企業による重要な虚偽記載等を前提**とするところ(金商法第21条等)、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者も責任を負わないとすることは、**金融商品取引法の規定と整合性**がある。
- また、セーフハーバー・ルールは、企業が虚偽記載等の責任を問われることを恐れて積極的な情報開示を避けようとするのではないか、といった懸念等を踏まえて検討されているものである。こうした議論を踏まえ、**投資判断に有用な情報が開示**されるよう、サステナビリティ情報に関する保証を通じて**企業へ過度な負担**がかからないよう配慮することも必要である。

- ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論された企業のセーフハーバー・ルールを前提に、**企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合(将来情報等の合理性確保のための推論過程等が適正に開示されている場合)**、保証業務実施者においても責任(立証責任が転換された民事責任)を負わないものとしてはどうか。
- 一方、有価証券報告書において「**将来情報等の合理性確保のための推論過程等**」の開示が**真実ではなく**、企業にセーフハーバー・ルールが適用されない場合には免責されない(=**保証業務実施者に固有のセーフハーバー・ルールを設けない**)こととしてはどうか。

※ 企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、民事責任に加えて保証業務実施者に対する課徴金も免責することが適当と考えられる。ただし、課徴金納付命令については当局による適正な法執行をガイドライン等によって担保できる(法律改正は不要)と考えられる。

1. 第9回における委員からの主なご意見
2. 保証業務実施者へのエンフォースメント
 - ① 行政責任
 - ② 刑事責任
 - ③ 民事責任等
3. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

行政責任

- 保証業務実施者に対して一般的な行政処分（業務改善命令、業務停止命令、登録取消等）に加えて、虚偽記載等について保証を行った場合における課徴金制度を規定することについて、どう考えるか。

刑事責任

- 監査法人との規制のイコールフットिंगの確保という観点にも留意しつつ、保証業務実施者の重要な行為規制に罰則を規定することについて、どう考えるか。

民事責任等

- 保証業務実施者の適切な業務運営に対する民事的なエンフォースメント手段として、虚偽記載等について保証を行った場合の法定責任（立証責任が転換された民事責任）を規定することについて、どう考えるか。
- ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論された企業のセーフハーバー・ルールを前提に、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者が上記の法定責任を負わない仕組みとすることについて、どう考えるか。また、企業にセーフハーバー・ルールが適用されない場合、保証業務実施者に固有のセーフハーバー・ルールを設けないことについて、どう考えるか。